

清流肱川を未来へ

肱川の清流を取り戻し
未来へ引き継ぐために

～ 肱川流域清流保全について報告とお願い ～



肱川流域清流保全推進協議会

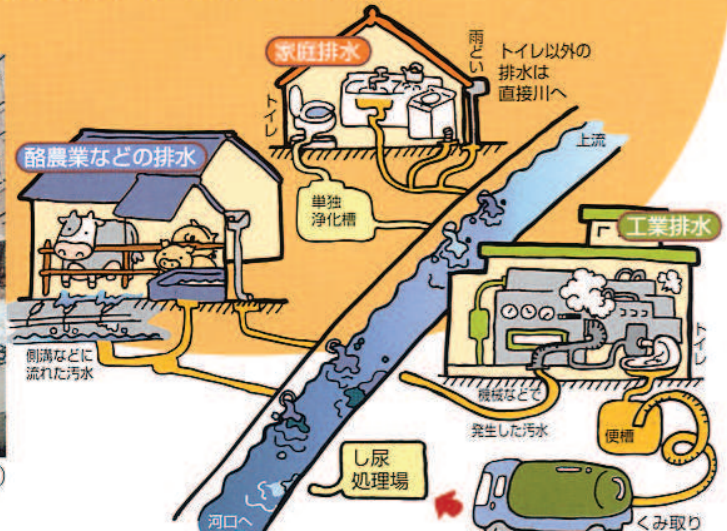
汚れた川が 清流になってしまおう

近年、 肱川の水環境は、 様々な要因から 悪化しています!

その原因としては、家庭排水や工業排水、家畜のし尿などが
肱川に直接流されていることが考えられます。



水環境の悪化状況(都谷川)



河川へ流れる汚れの経路

水環境悪化に対する流域内の取り組み



河川の清掃風景

清流保全条例

平成13年7月に大洲市が、平成14年3月に他の流域町村が、肱川流域の水環境保全を目的とした「清流保全条例」を制定しました。

条例の大きなポイント

- ① 自治体・流域住民・事業者の責務を明確にし、河川の浄化等を図るため、相互に連携し協力する。
- ② 河川の浄化等を図るために、必要な指導及び助言を行う。
- ③ 河川の浄化等を推進するため、河川美化協力員を置く。

住民団体の活動

行政機関だけでなく、各種流域住民団体も、肱川をきれいにするために、河川の清掃などの活動を行っています。



将来、平成30年において、肱川の水環境を高度成長前の昭和30年代に取り戻したい!



国や県、流域市町村が連携して設立した「肱川水系水環境検討会」では、あるべき姿として「ごく自然に魚が見られ、河床がきれいでも橋の上からでも河床が見渡せた」昭和30年代の水環境を取り戻すことを目標としています。

肱川の現状

下のグラフは肱川に流出している汚れ(排出負荷)の量を表しています。

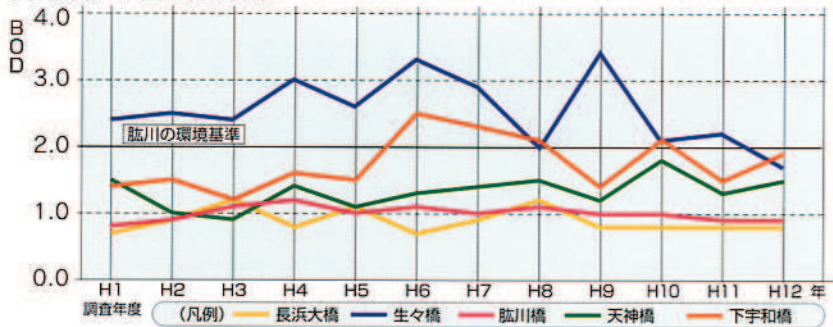
このグラフから、将来においても、目標である昭和30年代の汚れの量を下回ることができないことがわかります。

現状から1,430t、将来で430tの汚れ(排出負荷)を、流域住民の皆さんの協力により削減したい。

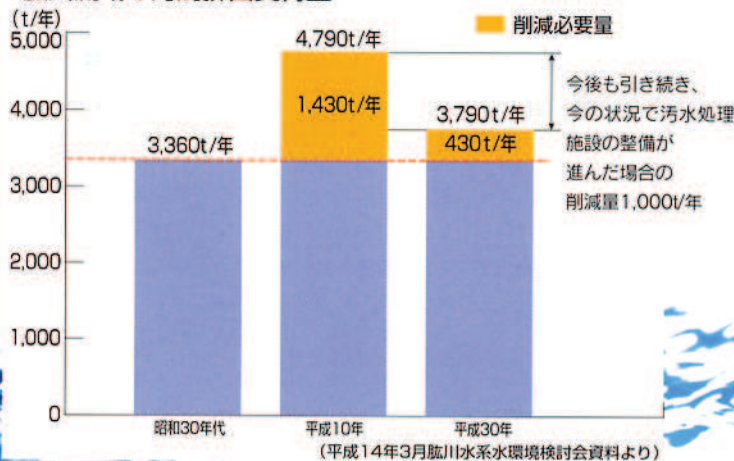
また、右図は肱川の水質の変化状況を表していますが、汚れが多い都谷川合流後の生々橋付近で環境基準をクリアできていない状況にあります。



肱川流域の水質の経年変化



肱川流域の汚濁排出負荷量



BODの値と自然環境などの関係

河川類型		BOD値と自然環境など
類型	基準値(mg/l)	
AA	1.0以下	人為的汚濁のない河川の水質
A	2.0以下	ヤマメ、イワナの生育に適した水質
B	3.0以下	アユ、サケの生育に適した水質
C	5.0以下	コイ、フナの生育に適した水質
D	8.0以下	
E	10.0以下	日常生活において不快感を生じない限度

BODとは 水質を表す指標の1つで、水中の微生物が川の汚れを分解する時の酸素の消費量であり、数値が大きければ汚れていることを示します。

肱川のあるべき姿を取り戻すためには、 流域住民の皆さんの協力が 必要不可欠です！



家庭排水への工夫

家庭からでる汚れを直接川へ流さないように、調理くずの処理や使用後の食用油の処理、洗剤の適正使用などの工夫をお願いします。

汚水処理施設への接続

各自治体は下水道や集落排水、合併浄化槽などの整備を行っています。接続しなければ効果が発揮されません。

下水道や集落排水、合併浄化槽などの汚水処理施設の接続にご協力をお願いします。

家畜排せつ物処理法の遵守

平成16年に家畜のし尿の野積み等を規制した「家畜排せつ物処理法」が施行されます。

法の適用外の畜産業者も、家畜の排せつ物に対して同様に対策されるよう協力をお願いします。

条例の遵守

流域内で制定されている「清流保全条例」には様々な規則が定められています。

流域住民の皆さんは、「清流保全条例」の規則を遵守されるようご協力をお願いします。



現状の肱川に流れ込んでいる汚れの量は、昭和30年代と比べて大きく増加しています。

しかし、下水道や合併浄化槽などの整備とあわせて、流域住民の協力があれば、昭和30年代の水環境を取り戻すことができると考えられます。

ご協力をよろしくお願いいたします。

みんなで 協力しましょう

水環境に 対する 活動

肱川の水環境改善活動の動き

近年の行政機関の水環境に対する活動は下記の通りです。

年月日	内容
平成 12年 10月	肱川水系水環境検討会を設立 肱川水系水環境検討会 幹事会(第1回)
平成 13年 2月	第2回 肱川水系水環境検討会
平成 13年 6月	大洲市が「肱川清流保全条例」を制定
平成 13年 10月	肱川水系水環境検討会 幹事会(第2回) 流域市町村担当課長会を開催
平成 14年 3月	第3回 肱川水系水環境検討会 流域の11町村が「清流保全条例」を制定
平成 14年 7月	肱川流域清流保全推進協議会を設立 (肱川水系水環境検討会と一本化)

肱川流域清流保全推進協議会

◆ 目的 ◆

流域の市町村、国及び県が連携して河川の浄化と河川環境の保全を図ること

活動内容

- ① 河川の浄化等に関する啓発
- ② 水質の保全、改善に関する事業
- ③ その他目的達成のために必要な事項

◆ 組織図 ◆

事務局

肱川流域
清流保全
推進協議会

アドバイザー

事業推進部会

環境検討部会

- 水環境の調査及び解析
- 改善計画の策定及び事業の実施
- 改善事業の評価及び公表

清流保全条例の推進

清流
復活への
取り組み



肱川流域清流保全推進協議会関係機関

流域市町村

大洲市	保険環境課	☎0893-24-2111	宇和町	住民生活課	☎0894-62-1111
長浜町	生活環境課	☎0893-52-1111	野村町	町民生活課	☎0894-72-1111
内子町	環境整備課	☎0893-44-2111	城川町	町民生活課	☎0894-82-1111
五十崎町	住民課	☎0893-44-2121	広田村	住民福祉課	☎089-969-2111
肱川町	くらしの窓口課	☎0893-34-2311	中山町	生活環境課	☎089-967-1111
河辺村	福祉課	☎0893-39-2111	小田町	環境課	☎0892-52-3111

愛媛県

土木部	河川港湾局 河川課 道路都市局 都市整備課	☎089-941-2111	八幡浜地方局	大洲保健所 衛生環境課	☎0893-24-3165
農林水産部	農地整備課		大洲土木事務所		☎0893-24-5121
県民環境部	環境局 環境政策課		宇和土木事務所		☎0894-62-1331
松山地方局	保健部 環境保全課	☎089-941-1111	伊予土木事務所		☎089-982-1205
八幡浜地方局	保健部 環境保全課	☎0894-22-4111	久万土木事務所		☎0892-21-1210
			鹿野川ダム管理事務所		☎0893-34-2350

国土交通省 四国地方整備局

大洲工事事務所 調査第一課 ☎0893-24-5189
野村ダム管理所 ☎0894-72-1211